

実践報告

オンライン学習会「コロナ禍における住民と地域博物館」から見る地域博物館実践の課題と展望

栗山 究
立正大学非常勤講師

The Issues and Prospects of Regional Museum Practices in Japan as Reviewing Online Seminar “Residents and Regional Museums in Covid-19”

Kiwamu KURIYAMA
Part-time Lecturer, Rissho University

要旨

本稿は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期となった第60回社会教育研究全国集会の代替プログラムとして開催された2020年博物館分科会の学習会「コロナ禍における住民と地域博物館」の開催報告である。同学習会は博物館分科会史上初めてとなるオンライン開催となり、全国各地より延べ75名の参加があった。「コロナ禍」を切り口に語りあった全3回の学習会は、これからの地域博物館の課題と展望を映し出すものとなったといえる。

2020年の博物館分科会では「コロナ禍」を切り口にオンラインによる協議を開始したが、全国各地の世話人のつながりが再び構築され、社会教育職員である地域博物館の学芸員のあり方、住民自治と地域博物館の相互の関係を理論的かつ実践的に磨きあげていく必要が再確認できた意義は少なくなく、世界や日本の博物館政策の現代的動向を相互に検討する必要も提起される内容となった。

1、社会教育研究全国集会・博物館分科会と2020年

1957年に創刊した『月刊社会教育』という社会教育の代表的な定期刊行物がある。1961年、その全国の読者が集い、第1回社会教育研究全国集会を開催した。その第3回集会にて、集会参加者がこれからもつながれる場を求めたことから社会教育推進全国協議会が結成した。その後、社会教育推進全国協議会では、毎年8月・9月の時期に社会教育研究全国集会を開催している。2020年は第60回集会となる予定であった。社会教育研究全国集会では、子ども、若者、女性、高齢者、障がいのある人などの学び、環境、平和、農業、地域文化、地域づくり、自治体改革などの地域課題、あるいは公民館、図書館、社会教育職員など社会教育施設のテーマ別に分科会が開設されてきた。本稿で紹介する博物館分科会は、これら分科会の一つを構成しており、図書館・博物館・公民館を総体とした社会教育施設のあり方を検討してきた分科会から4年の準備期間を経て1974年に開設された。以降、2000年を除き、毎年社会教育研究全国集会にて開催され、2024年には開設50年を迎える。

博物館分科会の創設者の一人に伊藤寿朗という博物館研究者がいる。伊藤は博物館分科会の開設目的を（1）住民の学習によって博物館活動を創造すること、（2）参加者相互に博物館活動の実践を報告し、より豊かな実践を探究していくことに見出している⁽¹⁾。そしてこの分科会では、

住民が主人公となり得る博物館活動の創造とそこで果たすべき学芸員の役割や地域課題に向き合う博物館活動の実践を追究していく過程から「地域博物館」という博物館観を提唱してきた。

博物館分科会では毎年、その運営を担う世話人を募り、世話人会を組織している。世話人は博物館の専門的職員（学芸員）、博物館活動や社会教育を営む市民や学生、図書館・公民館をはじめとする自治体職員、研究者などが協同しながら学習会を開催し、そのバトンを引き継いできた。筆者も世話人として参画するこの12年間は、住民の学習が職員とともに多彩な地域博物館実践を作り出してきたそのあり方を、各集会開催地の実践に即して追究している⁽²⁾。

2020年の第60回集会は、宮城県本吉郡南三陸町を会場に開催予定であった。2020年の博物館分科会世話人会⁽³⁾では同年1月より、気仙沼市にある公立のリアス・アーク美術館の副館長兼学芸員である山内宏泰氏を現地世話人として連絡をとり、分科会開催準備を進めてきた。同年3月時点での第60回集会以降の博物館分科会のタイトルと基調提案は、以下のとおりであった。

南三陸発！ 暮らしの課題に向きあう地域博物館実践に学びあう

観光振興に注力する近年の博物館制度改革に伴い、教育基本法体系に根ざす博物館のあり方が重視されない状況が示されている。本分科会ではこの危機感を共有し、住民とともに地域に根ざした博物館のあり方を学んできた。

今回は、東日本大震災で被災した太平洋沿岸地域の住民の博物館実践のその後の展開と、公立のリアス・アーク美術館の実践に学ぶ。同館は、地域の歴史・民俗資料を収集し、「津波」を地域文化と捉え災害・文化史の調査研究活動に取り組む中で震災を経験した。被災の経験と教訓を後世に残し伝えるためには、天災が人災となり得る社会構造にまで踏み込む活動が必要だとする同館の実践から、社会課題に向きあう地域博物館実践の現在を考えあう。

ところが新型コロナウイルス（以下 COVID-19）感染拡大の影響により2020年5月、同年8月に予定されていた第60回集会は延期となった。世話人会では、分科会史上初めての延期という事態を受け、オンラインによる協議を開始し、2020年の博物館分科会を「第60回社会教育研究全国集会関連プログラム・博物館分科会2020オンライン学習会」とあらため、開催することにした。本稿では、このオンライン学習会から見えてきた学習成果を報告し、地域博物館実践を取り巻く課題を確認する。

2、オンライン学習会「コロナ禍における住民と地域博物館」

オンライン学習会は「コロナ禍における住民と地域博物館」と題し、以下3回の学習会を開催した。北は東北、南は九州・沖縄まで延べ75名が参加した。

第1回：7月4日(土) 20時～22時 参加者：24名

第2回：7月19日(日) 10時～12時 参加者：22名

第3回：8月23日(日) 13時30分～15時30分 参加者：29名

オンライン学習会「コロナ禍における住民と地域博物館」から見る地域博物館実践の課題と展望（栗山）

世話人会では、初めてのオンライン開催ということもあり、第1回・第2回を第3回に向けた準備会という位置づけで実施し、過去の参加者や世話人や関係者に声をかけていくことにした⁽⁴⁾。そして、第3回を2020年の博物館分科会と位置づけることにした。各回学習会終了後は下記の編集委員会を組織し、学習記録を作成し、オンライン学習会参加者などに頒布することにした。

第1回学習記録編集委員会：栗山究、齋藤智志、山田龍太郎 発行：7月30日(木)

第2回学習記録編集委員会：栗山究、齋藤智志、山田龍太郎 発行：8月11日(月)

第3回学習記録編集委員会：栗山究、中川友理絵、山田龍太郎 発行：10月11日(日)

そして、このオンライン学習会の成果と課題を、2020年10月24日(土)に開催した第60回社会教育研究全国集会実行委員会・企画グループ主催の2020年度公開リモート学習会「コロナ禍における社会教育施設の在り方を考える～住民の学習権を保障するために、私たちのできることは～」にて筆者が報告した。以下は、この学習会の報告内容をまとめたものであり、上記学習記録をもとに構成している。

(1) 第1回・第2回学習会

第1回は、COVID-19感染拡大に際し、自らの経験や実践を相互に語りあうことを目的に、各博物館や博物館活動に取り組む人たちの置かれる現状や実践を交換した。

新型コロナウイルス感染拡大により、あなたの地域では、住民と博物館の関係はどうなりましたか？

各地で再開の動きがある中、あらためて住民のくらしと地域博物館との関わりについて語り合い、確かめ合いましょう。(出典：第1回チラシ)

続く第2回では、第1回の内容を踏まえ「博物館が『つながる』とはどういうこと？」を世話人会より問いかけ、COVID-19感染拡大以前から地域で住民とつながりを創ってきた2人の世話人より実践を紹介いただき、話し合いを深めた⁽⁵⁾。

第1回ではコロナ禍における地域住民と博物館の学びの関係性が、参加者の語りあいから浮き彫りになってきました。これまで市民と博物館職員のつながりはどうだったでしょうか。そして現在からできることは何でしょうか。

第2回では、学芸員が地域の住民のつながりをつくって声を聴こうとしてきたコロナ禍以前からの実践に学び、みんなで語りあいます。(出典：第2回チラシ)

この2回の学習会はいずれも、参加者がオンラインでグループに分かれて話し合い、そこで

展開した内容を全体会で共有し、さらに議論を深めていく方法で実施した。2回の学習会を通して確認できたことは大きく3点ある。

① 緊急事態時における社会教育施設の対応

第一に、2020年2月から6月の時期に見られた臨時休館や再開館という社会教育施設の動きは、国のCOVID-19対策に準じた判断で決定されたケースが少なくなかったという点である。そこでは唐突の臨時休館や再開館という判断に対応を苦慮された職員も少なくなかったことが語られた。この議論では、臨時休館や再開館の判断は、それぞれの現場判断に基づいた対応ならびに地域と社会教育施設との民主的な合意形成のプロセスを踏まえることが必要といった社会教育施設の運営原則があらためて確認された。

② 博物館活動におけるICT（情報通信技術）

第二に、ICTを如何に使いこなすかということが一つの可能性として語られたという点である。先の臨時休館期において博物館職員はリモートワーク導入、収蔵資料整理や常設展の充実化、地域情報紙での連載開始といった各種の取り組みを実施した。特にホームページ、YouTubeやSNSなどの新たな開設による情報の発信（地域の自然・歴史・文化情報や展示会情報など）を強化した事例が多数挙げられた。例えば「#おうちミュージアム」に参加することで普段展示を見ていない人たちにも反応してもらえたというケースのように、これまでアプローチできていなかった人たちとつながることができたという声があった。遠隔地から参加できるオンライン行事や市民参加による動画作成プロジェクトなどの取り組みに挑戦したという報告も寄せられた。また、資料の照会、同定や質疑応答などオンラインで双方向的な意見交換の場を設けることは、施設と利用者とがつながり、価値を創造していく上での一つの代替案となり得ることも確認された。障がいのある人にとっては、日常では参画困難な活動であってもICTの普及と活用次第では、参画しやすい効果をもたらす可能性も語られた（例：講演会時のUDトークの使用など）。これからオンラインでワークショップやギャラリートークを取り入れていこうとする過程にある施設も紹介された。博物館活動におけるICTの導入は、地域や住民と博物館のつながりにおいても、この先さまざまな方法で多角的に活かされてくることが予想され得るものとなっている。

同時に、施設と利用者のコミュニケーションが促進されたと捉える議論の一方で、デジタル・デバイド（情報格差）と呼ばれる事案をいかに捉えるかも論点になった。住民や利用者によってはインターネットやSNSを利用できない人もいる。オンライン活動が普及するなか、市民も職員も知っていれば自ら利活用できる環境を創り出すこともできるが、そうでないと敬遠されてしまい、その構図は情報格差を助長してしまうことも懸念される。

対案として施設の現場では「Zoom講習会」の実施例や、従来どおり電話やFAX等を併用して利用者との関係をつないでいる事例も紹介された。また、オンラインシステムを俯瞰するプラットフォーム構築の必要や、国もインターネット整備やデジタル化をいかに支援するかといっ

た提起もなされた。博物館活動を展開するうえでは、学習権の観点から、利用者一人ひとりの置かれる状況や環境に応じた活動を模索する必要が確認された。

③ 住民も職員も「つながり」を保ち続けようとしている

第三に、臨時休館期にさまざまな活動が中断されるなかで、これまでの事業や活動をこれからもどう継続していくかが模索されていたという点である。それは活動にICTを導入するといった技術だけではなく、対面する意義も忘れてはならないという点においても同様である。

学習会の議論では、地域住民や利用者としても、調査研究活動の成果を企画展で公開する予定であったが、緊急事態宣言により準備が中断し、職員との交流が困難になったという事例が挙げられた。とりわけ地域住民も博物館に自らの活動拠点や居場所としての役割を求めており、人と人が実際にどのように出会い、「コロナ禍」を新たなステージとして考え、いかに実践していくかが問われていることが共有されることとなった。

そうした事例として注目されたのが長野県上伊那郡での実践である。住民が中心となり旧日本陸軍登戸研究所の疎開先の掘り起こしを進めている登戸研究所調査研究会の活動であった。⁽⁶⁾ 登戸研究所調査研究会でのこれまでの調査研究活動の成果をまとめた駒ヶ根市立博物館の市民企画展「上伊那地方に疎開した陸軍登戸研究所の真実」が、緊急事態宣言に伴う臨時休館を乗り越え、当初の行事予定や展示規模を縮小しながらも、開催につながったという事例である。

旧日本陸軍登戸研究所をめぐっては、1980年代から30年に亘る川崎市内の市民館と高校での平和学習が蓄積となり、市民や生徒が地域に隠されていた登戸研究所の第二次世界大戦中の極秘活動を掘り起こしてきた。その過程で市民は同研究所の建屋を保存活用する方策を検討し、2010年に明治大学平和教育登戸研究所資料館を開設した。他方で1945年に登戸研究所の疎開先となった上伊那郡でも1980年代より、川崎での当該活動との交流が築かれていた。そして2010年代、地域の高校や公民館での平和学習が蓄積となり、明治大学平和教育登戸研究所資料館との交流が育まれたことを背景に、登戸研究所調査研究会の活動が本格化する。市民の調査研究活動は、郡内の教育委員会も支援し、この活動の成果を企画展として駒ヶ根市立博物館にて開催する運びとなったのである。登戸研究所調査研究会はこの間、下伊那郡阿智村にある満蒙開拓平和記念館と交流を築き、地域で明らかになりつつある登戸研究所に関する資料を保管・調査・活用できる常設の機関の設置を駒ヶ根市に要望し、調査研究活動を継続している。今回の企画展はその中間成果を問う企画展であった。

学習会ではこの事例から、地域博物館実践は住民・職員といった立場を超え、ともに活動を創っていこうとする視点をもつことと、そのことを相互に追究していくことの大切さが共有できたといえる。また、博物館活動における地域との「つながり」の重要性も確認された。議論ではCOVID-19感染拡大により住民と職員との分断が懸念されるため、ともに学びながら活動を創る営みや仕掛けが、これまで以上に求められていることを確認するに至った。

第1回・第2回学習会の参加者は、博物館が一方向的に「つながる」だけでなく、住民や職員が共同して何を大切にしていこうとしているのかという部分を掘り下げていくことが課題となっ

ていることを学ぶことができたといえる。むしろ「つながり」からどのような価値を産み出そうとしているのかという目的を共有し、議論を展開していくことの大切さが、あらためて確認された。

(2) 第3回学習会

以上の学習会での学習を基礎として、教育施設であるリアス・アーク美術館の活動を手がかりに、当初第60回集会で予定されていた「社会課題に向き合う地域博物館実践」の意味を参加者とともを考えあう学習会となったのが第3回であった。

第3回オンライン学習会では、第60回社会教育研究全国集会（南三陸集会）の現地より、宮城県気仙沼市にある公立のリアス・アーク美術館の実践に学びます。

同館は、地域の歴史・民俗資料を収集し、「津波」を地域の生活文化と捉え、災害・文化史の調査研究活動に取り組む中で東日本大震災を経験しました。今日のコロナ禍も震災も特別な事象ではないという同館学芸員・山内宏泰氏の視点から、住民と職員の地域博物館における学びの関係性を語っていただきます。被災の経験と教訓を後世に残し伝えるためには、天災が人災となり得る社会構造にまで踏み込む活動が必要だとする実践から、社会課題に向きあう地域博物館実践の現在を考えあいましょう。（出典：第3回チラシ）

実践報告者の山内氏からは、参加者の事前学習教材として下記動画を紹介いただいた。

- ・NHK 東日本大震災アーカイブズ（2012年5月⁽⁷⁾）
- ・第6回 21世紀ミュージアム・サミット：大震災を経て「方舟としてのミュージアム」
（2014年2月⁽⁸⁾）

その上で、第3回は「教育施設であるリアス・アーク美術館の活動について」を報告いただいた。以下①②⁽⁹⁾がその報告要旨である。

① リアス・アーク美術館の地域博物館実践

リアス・アーク美術館は1994年、バブル時代の余韻を残す豪華な「箱モノ」として開館した。また、自治体方針が紆余曲折した経緯から、地域の歴史・民俗資料を保管・公開する美術館という形態で開館に至った。山内氏は同施設に就職後、自らの学芸活動に加え、まちづくりや観光振興にも関わることで、地域との関係を築きながら美術館としての体制を整備し、活動を構築していった学芸員である。この過程で山内氏は、気仙沼市および周辺地域は、海なしでは生きられない文化圏を有していることを確認し、「津波」を地域文化と位置づけた博物館活動を展開した。

そうしたなか2011年に東日本大震災が発生する。山内氏は、歴史的にも文化的にも想定され

ていた津波に対し、博物館活動を通して警鐘を発信してきたにも関わらず、津波を防ぐことができなかつたことへ悔悟の念を覚える。それは戦後の経済重視の国策が如何にこの地域の文化とその豊かな蓄積を変容させてきたのかという視座の自覚であり、結果として防げた津波被害が、博物館活動の情報が届かずに実際に起きてしまったことへの贖罪であったといえる。山内氏は震災翌日より、被災した地域資料の収集と記録活動に着手し始める。美術館は地域の高台に建築されていたため、直接的被災は免れた。そのため「箱モノ」は、地域の歴史と文化を未来に伝える「方舟」になった。山内氏は、これまでの活動の蓄積と東日本大震災を通し、地域の課題に向き合う学芸員としての自らの役割をはっきりと自覚できるようになったのである。

山内氏はこの経験から、博物館は観光施設ではなく教育施設であると明言する。リアス・アーク美術館には3つの役割がある学びの場であるとする。1つは、津波の災害史、津波の文化史、地域史、近現代日本史を学びあう場であること。2つは、自然科学、環境学、平和学を学びあう場であること。3つは、上記2つの学びに関連し、学んだことを表現する場であるとともに、学んだことからその周辺をイメージしていける想像力を育む場であるということ。この地域にとって博物館は、くらしと命をつなぐ学びの場としての役割をもっているということである。

② 教育施設である博物館

山内氏の実践報告は「モノとコトを守り伝える博物館の使命は、教育施設でなければ全うできない」という警鐘であった。山内氏は、これまで築いてきた地域住民との「つながり」に対する信頼が揺るぎないものであると信じあえる関係にあることを、東日本大震災より経験してきているという。そのため、それぞれが孤独に活動することを迫られる「コロナ禍」においても、地域とともに博物館活動を展開するための糸口を見出すことができるというメッセージが発せられた。

学習会の議論では、住民自身が地域課題を意識し、そうした教育実践の場を提供していることが地域博物館の役割であり、そのため「コロナ禍」後をどのように見据えるかの取り組みが大切であることが話題となった。山内氏の言葉に付言すれば、地域住民との関係性が創られることにより「箱モノ」という博物館は、教育施設として地域に残された記録を保管し発信し続ける「方舟」となっていくということである。議論では、山内氏の実践報告を介し、これからの地域博物館を検討していくうえで避けてはとおれない課題が③④のとおり、確認された。

③ 人口減少社会の地域博物館のあり方

学習会では、気仙沼市や南三陸町の住民やこれらの地域に以前から関わってこられた有識者からの意見も寄せられた。そこでは、財政再建団体に陥る手前での自治体合併の話から震災復興による特別予算の交付が終わった後の地域社会のあり方を見据えていく必要が語られた。この間、地域では高層防潮堤や震災遺構の保存など、国立施設建設の是非が問われているという。しかし無定見な「箱モノ」建設による10年・20年後の地方自治のあり方、とりわけ財政面でいかなる課題を投げかけることになるかの議論は乏しい状況にあるという。また、美術館の

子ども世代の利用者も、1990・2000年代と比較すると減少していることも告げられた。

こうした文脈から議論されたのが、施設に対する「トリアージ（優先順位）」論であった。やがて民意による施設に対する「トリアージ」が必要となる時代も予見されるなか、社会全体で教育施設である博物館の意義をどう理解し合えるかが問われてくるという内容である。議論では、資料の保管先の継承を前提にしながら、博物館はこれまでのメディアを変えていく必要があるのではないかという案も出された。あるいは、住民との創意工夫により巨大建造物としてのこれまでの博物館とは異なるかたちとして地域博物館という場所は創られていくケースも考えられるのではないかという意見も出された。博物館という教育施設が廃止となると、人間としての文化的生活そのものが削られてしまうことを意味するという意見も出された。

地域住民が「博物館は地域にとってなくてはならないものだ」と合意形成できる施設のあり方、そして、そのための学習と対話の空間を、地域社会にどのように創っていくことができるかが、課題として問われていることがわかる。そこでは、地域住民とともに活動している学芸員の仕事が十分に認知されているとは言い切れないことも指摘され、住民自治による社会教育施設として存立する地域博物館のあり方を、あらためて理論的にも実践的にも再認識し、そのあり方を追究していくことが必要であることが確かめられている。

④ 文化政策に位置づけられた国の博物館政策の動向

山内氏からは、リアス・アーク美術館では、教育施設であること／あったことを歴史に刻むため2019年、登録博物館として教育委員会に申請を行ったことも告げられた⁽¹⁰⁾。これは、社会教育施設である日本の博物館に対する国の政策が近年、そのことを否定しかねない方向に舵取りされている傾向が見られることを背景にしている。

博物館は第二次世界大戦後、戦時の反省を踏まえ、図書館とともに社会教育のための機関として制度化された（教育基本法－社会教育法－図書館法－博物館法）。以来博物館は、2018年まで図書館・公民館とともに文部省社会教育局（後の文部科学省生涯学習政策局、現在の総合教育政策局）にて振興が図られてきた。しかし2001年に文化芸術振興基本法が成立し、文化庁に国立博物館、歴史博物館、美術館というカテゴリーが登場する。この法律は2017年に文化芸術基本法に改称し、2018年に文部科学省設置法を改定した。これにより博物館は、文部科学省から文化庁企画調整課に移管された。国の博物館行政は文化庁に一元化されて振興が図られることになった一方、図書館・公民館行政とともに社会教育施設を総体とした振興が見えにくい構図が生じることになったともいえる。日本の博物館体制は現在、教育基本法制下で社会教育施設としての博物館が基礎づく一方、文化芸術基本法制下で文化施設としての活用が併存する関係として捉えられている。

2019年のICOM（国際博物館会議）京都大会では、社会的な課題に応える博物館活動のあり方が議論され、博物館の新しい国際定義が模索された。この議論に重なるかたちで、博物館法改定を志向する関係者より教育基本法体系から博物館の規定を外す方法が提起されるなど、博物館の根本に係る制度的転換が企図される状況である。2020年には国の文化施策として「文化

観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（文化観光推進法）が成立し、文化観光の推進という視点から、この施策に賛同する博物館を支援する仕組みも整備された。そもそも博物館は「文化観光か教育か」と対立的に捉えられる施設ではない。しかし、その上で「博物館はどうあるべきなのか」という方向が問われている。

山内氏のリアス・アーク美術館の実践報告は、あらためて博物館が教育施設である原点を確かめるものとなり、学習会での全体議論では、博物館は「観光」ともバランスを保つことが大切であるが、その際も学芸員は「教育」的視点をもって住民と関わり続ける必要があるという原則を忘れてはならない旨が確認された。

3、「コロナ禍における住民と地域博物館」から見えてきた課題

① 地域における博物館実践の課題解決に向けた実践を継承する

COVID-19感染拡大により、60回の歴史をもつ社会教育研究全国集会は初めての延期となった。この間、博物館分科会世話人会では、これまでの分科会参加者にも呼びかけ、オンライン協議を重ねることで、オンラインによる全3回の公開学習会に挑戦した。結果として、全国各地から参加者が集い、これまで各地で築かれてきた世話人相互の「つながり」も再構築されることになった。

第1回・第2回では、グループワークで「コロナ禍」における地域博物館の課題を掘り起こした結果、博物館活動には「つながり」が必要であり、その先にある課題を見据えることが確認された。その上で、第3回に気仙沼市や南三陸町の住民・関係者を迎え、東日本大震災の被災地での実践から、リアス・アーク美術館は命をつなぐ学びの場であること、すなわち地域博物館はくらしに生きる社会教育施設であることを確認しあった。そして、人口減少社会において、私たちはさまざまな人と話し合いを重ねていかななくては、これまでの博物館は維持できない状況になりつつあることも、新たな課題として認識することができたといえる。

登戸研究所調査研究会の実践報告からは、地域住民と博物館がつながることによっていかに地域の課題を把握していくのかという視点が問われた。山内氏の実践報告からは、学芸員による学芸活動のなかに住民との共感を得ながら、ともに活動の過程と成果を未来に託していく地域博物館の在り方を、どのように継承していくのかという視点を焦点化するものであった。そのため引き続き、社会教育職員である地域博物館の学芸員のあり方、および住民自治と地域博物館の相互の関係を理論的にも実践的にも磨きあげていく必要を確認できた意義は大きかったといえる。

2020年の博物館分科会では「コロナ禍」を切り口に報告や議論を積み上げてきたが、結果としてそれは、日本の地域博物館を取り巻く課題を洗い出す学習会につながった。

② 国の博物館政策の動向を捉え検討する

上記①の視点を活かしていくためには、どのように制度を守り、より良いものとし、学びのあり方や環境づくりを保障するのかという視点も重要な課題となった。この議論は住民自治の

あり方のみならず、世界の動向や国の政策とも関連づけられるもので、今後もこれら政策動向を捉える学習を外したうえでの議論はできないことも確認された。

こうしたなか2020年8月27日(木)に日本学術会議より、2017年の博物館法改定の提言に対するフォローアップ提言が発表された⁽¹¹⁾。要点は学芸員制度と博物館登録制度の改定である。前者は、学芸員資格に階層制（例：一級学芸員、二級学芸員）を導入する提言であり、資格取得要件の高学歴化が志向されている。後者は、博物館設置運営者の多様化を根拠に、教育委員会制度から専門家より構成された第三者機関による認証制度へ転換を求める提言になっている。

本提言の特徴は、戦後教育改革で求められた博物館制度の根底からの見直しが三度、説かれた形式となっていることにある。同改定案は2006年教育基本法全部改定時に中央教育審議会に提出されて以降のスキームが援用され、今日に至っている。すなわち「国が第二次世界大戦後の教育改革において、大日本帝国憲法下に成立した制度の在り方を反省し、それを踏まえた上で目指された教育・研究・学問の自由や、自治に根ざした民主的な協議会等の諸原則は記されていない」という問題提起は、ほぼそのままのかたちで残されている⁽¹²⁾。また、同スキームに基づく改定に際しては、学芸員や研究者の間でも合意がとられている提言には至っていないという特徴もある。例えば、青木加苗は2020年の提言の前提となる2017年の提言に際し「博物館が社会教育法に位置づけられる現状を問題の発端と考えているように思われたが、果たして問題の本質はそこにあるのだろうか」と教育施設である博物館の意義の確認を求めている⁽¹³⁾。金子淳は、この問題に関し「法の理念に照らして、博物館にとって決して譲ることのできない根幹の部分を確認し、守る必要」を指摘し、「単純な対立図式に陥ることなく、博物館にとって何が根本的で、守り抜かなければならない価値や役割は何か、という理念とつねに向き合いながら、地域や市民にとって望ましい博物館のあり方を議論し続けていくこと」を求めている⁽¹⁴⁾。

オンライン学習会「コロナ禍における住民と地域博物館」の開催と同時期に出された日本学術会議によるこの提言は、学芸活動の自由を保障する「博物館の自由」のあり方を左右する問題であり、博物館関係者・研究者という枠組みのみで解決できる問いかけでもない⁽¹⁵⁾。「コロナ禍」をキーワードに深め合ってきたこの学習会の確認事項を基礎に、社会教育施設である博物館のあり方を追究し、学習し合い、提言し、実践していく必要が、あらためて確認されるかたちとなっている。

注

- (1) 永田香織・栗山究「市民のくらしと博物館～社会教育研究全国集会博物館分科会30年の歩み」『月刊社会教育』編集委員会編『月刊社会教育』No.589、国土社、2004年11月。
- (2) 栗山究・山田龍太郎「ICOMに届いた日本の地域博物館実践——社会教育研究全国集会・博物館分科会の最近12年間の取り組み」『月刊社会教育』編集委員会編『月刊社会教育』No.762、2019年10月。
- (3) 2020年の世話人会は、内船俊樹（横須賀市自然・人文博物館）、栗山究（筆者）、後藤祥夫（都留文科大学）、塚本百合子（明治大学平和教育登戸研究所資料館）、戸倉博之（國學院大學大学院）、山内宏泰（リアス・アーク美術館）、山田龍太郎（奈良市生涯学習財団登美ヶ丘南公民館）

オンライン学習会「コロナ禍における住民と地域博物館」から見る地域博物館実践の課題と展望（栗山）

の8名（五十音順）。

- (4) その結果、オンライン学習会開催時には、以下3名が呼びかけ人として加わった（五十音順）。
生島美和（弘前学院大学）、齋藤智志（法政大学）、三谷恭子（茅ヶ崎市文化資料館）。
- (5) それぞれの報告内容は、下記の文献に紹介されている。内船俊樹「地域とつながる博物館」「月刊社会教育」編集委員会編『月刊社会教育』No.768、旬報社、2020年5月。内船俊樹・塚本百合子「館園施設の歴史的背景を契機とした連携——横須賀と登戸におけるコラボ企画の展開——」神奈川県博物館協会編『神奈川県博物館協会 協会報』第91号、2020年3月。
- (6) 松久芳樹「登戸研究所調査研究会の発足と歴史の検証」駒ヶ根市立博物館編『駒ヶ根市立博物館館報』第3集、2019年3月。松久芳樹「歴史の教訓を次の世代に 資料を地域の財産に——登戸研究所調査研究会活動報告（その2）」駒ヶ根市立博物館編『駒ヶ根市立博物館館報』第4集、2020年3月。
- (7) https://www9.nhk.or.jp/archives/311shogen/detail/#dasID=D0007010160_00000（2020年10月31日最終閲覧）
- (8) <https://www.youtube.com/watch?v=-UgLz9mhj4o>（2020年10月31日最終閲覧、前半30分）
- (9) 山内氏の実践報告に関連する近著として下記の文献がある。山内宏泰「記憶の回収と修復から、表現の創出へ」赤坂憲雄編『フィールド科学の入口 災害とアートを探る』玉川大学出版部、2020年5月。
- (10) 詳細は、山内宏泰「モノとコトを守り伝える博物館の使命について」「月刊社会教育」編集委員会編『月刊社会教育』No.762、2019年10月。
- (11) 日本学術会議 史学委員会 博物館・美術館等の運営組織に関する分科会編『提言 博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～』2020年8月。
- (12) 栗山究「博物館法改定をめぐる動き」社会教育推進全国協議会編『社全協ブックレット No. 2 学習の自由と教育の権利を発展させるために——2006年教育基本法をどう読むか』社会教育推進全国協議会、2007年7月。
- (13) 青木加苗「日本の美術館と学芸員の未来を描くために『シンポジウム これからの博物館の在るべき姿～博物館法をはじめとする関連法制等の改正に向けて』報告」全国美術館会議機関誌部会編『ZENBI 全国美術館会議機関誌』14号、全国美術館会議、2018年9月。
- (14) 金子淳「博物館と文化財をめぐる政策的動向——『観光立国』政策との関わりを中心に」「月刊社会教育」編集委員会編『月刊社会教育』No.762、2019年10月。
- (15) 栗山究「学芸活動を保障する『博物館の自由』の課題——市民企画展一時中止問題を伊藤寿朗博物館論から見る」日本社会教育学会編『日本の社会教育第64集「学習の自由」と社会教育』東洋館出版社、2020年9月。